

平田村導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村の人口は約 5, 400 人で、ここ 10 年間で人口減少が急激に加速し、高齢化率も年々上昇し 35% を超えている。

近年の本村産業は、第 1 次産業（農業・林業）が減少し、第 2 次産業（製造・建設業）、第 3 次産業（小売・サービス業）が増加傾向にあり、令和 2 年の産業別就業者割合では、第 1 次産業が 17.3%、第 2 次産業が 41.5%、第 3 次産業が 39.8% となっている。

村内の中小企業は人手不足、経営者の高齢化、後継者不足が深刻な問題となり、多くの事業所が小規模であるため経営規模の拡大は難しく後継者が育たないことから事業を断念するケースも増加している。

(2) 目標

本村では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで経営規模の拡大及び企業の収益が上がることを目指す。これを実現するために、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本村としては、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めたものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林業、製造業、建設業、小売業など多岐にわたり、多様な産業が村内の経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、多岐にわたる業種が村内各地に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、農林業、製造業、建設業、小売業など多岐にわたり、多様な産業が村内の経済を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から村内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、村内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ③ 村税の滞納者については、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ④ 村内に事業所を有すること